

(PDF 版・3の1)『教会教義学 神論Ⅰ／1 神の認識』「五章 神の認識 二十六節 神の認識可能性」「一 神の用意」

(文責・豊田忠義)

「五章 神の認識 二十六節 神の認識可能性」「一 神の用意」(115-231 頁)

「一 神の用意」

「二十六節 神の認識可能性」について、バルトは、次のような定式化を行っている。

神認識の可能性は、神からしては、次のこと——神ご自身真理であり給い、その言葉の中で聖霊を通し、真理として人間に認識すべくご自身を与え給うということ——から成り立っている。神認識の可能性は、人間からしては、人間が聖霊を通して、神の子の中で、神的適意の対象となり、そのようにして神の真理性にあずかるようになるということから成り立っている。(115 頁)。

この定式は、次のように理解することができる。

第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての「神の認識可能性」は、「神からしては」、「神ご自身が真理であり給い」(何故ならば、「自己自身である神」としての「三位一体の神」の「根源」・起源としての「父は、子として自分を自分から区別するし、自己啓示する神として自分自身が根源〔・起源〕」であり、それ故に「その区別された子は、父が根源〔・起源〕」であり、神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊は、父と子が根源〔・起源〕である」と自己認識・自己理解・自己規定する神ご自身が、「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な「聖性」・「秘義性」・「隠蔽性」において存在している「父なる名の<内>三位一的特殊性」・「三位相互<内在性>」における「失われない単一性」・「神性」・「永遠性」を内在本質する「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」、それ故に「三重のわれ、三重の主体」、「三重の対象」、「三つの対象」、「三神」、「三つの神的我」ではないところの<われ——存在>として、「神の領域の中で真理」であり給うからである)、「神が、ご自分を、……父が子を、子が父を、〔神的愛に基づく父と子の「交わりの中で、父は子の父、言葉の語り手であり、子は父の子、語り手の言葉であるところの行為」・行動・働き・業・性質である〕聖霊を通して認識し給う時、そのことは、たちどころに、一度にすべてにわたって力を奮う仕方で、永遠から永遠にわたって同じ完全性の中で起こる」のであるから、その「自己自身である神」としての「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での三度別様な三つの存在の仕方(性質・働き・業・行為・行動、外在本質)、すなわち起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——「啓示者」・言葉の語り手・創造主、第二の存

在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——「啓示」・語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）・和解主、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——「啓示されてあること」・三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の実在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊自身の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）・救済主なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体における「その言葉の中で聖霊を通し〔イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の客観的な「存在的なく必然性」と主観的な「認識的なく必然性」を前提条件とした客観的な「存在的なくラチオ性」と主観的な「認識的なくラチオ性」としての＜総体的構造＞の中での、客観的な「その死と復活の出来事」におけるイエス・キリストの「啓示の出来事」とその「啓示の中での主観的側面」としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」（信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事）に基づいて、すなわち客観的な「存在的なく必然性」と主観的な「認識的なく必然性」に基づいて、すなわち神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて、**真理として人間に認識すべくご自身を与え給うということから成り立っている**。この「神の認識可能性」は、「人間からしては」、「人間が、聖霊を通して神の子の中で神的適意の対象となり〔聖霊を通して神の子の中で神のみ心に適う対象となり〕、そのようにして神の真理性にあずかるようになるということから成り立っている〔すなわち、神のその都度の自由な恵みの神的決断による「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」（主観的な「認識的なく必然性」）とその「死と復活の出来事」におけるイエス・キリストの「啓示の出来事」（客観的な「存在的なく必然性」）の中で、その主観的な「認識的なく必然性」と客観的な「存在的なく必然性」を前提条件としたところの、主観的な「認識的なくラチオ性」と客観的な「存在的なくラチオ性」（「**聖礼典的な実在**」）を通して「神の真理性にあずかるようになるということから成り立っている」〕」。

そのような訳で、バルトは、『教会教義学』で、次のように述べている——第三の形態の神の言葉に属する教会の宣教およびその一つの補助的能（＜教會的な＞補助的奉仕）としての神学の思惟と語りが、「キリスト教的語りの正しい内容の認識として祝福され、きよめられたものであるか、それとも怠惰な思弁でしかないかということは、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあつての神としての〕神ご自身の決定事項であつて、われわれ人間の決定事項ではない」、それ故にその在り方は、「『主よ、私は信じます。私の不信仰を助けて下さい』というこの人

間的態度〔「祈りの態度」〕に対し神が応じて下さる〔「祈りの聞き届け」〕ということに基づいて成立している」、それ故にまた「哲学、歴史学、心理学等は、この神学的問題領域のどれにおいても、事実上、教会の自己疎外の増大以外のなにものにも役立ちはしなかった」し、「神についての教会の語りの墮落と荒廃以外の何ものにも役立ちはしなかった」し、「また、その時には、哲学は哲学であることをやめ、歴史学は歴史学であることをやめる」し、「キリスト教哲学は、それが哲学であったなら、それはキリスト教的ではなかった」し、「それがキリスト教的であったなら、それは哲学ではなかった」、それ故にまた『バルトとの対話』に引き寄せて言えば、

「われわれが哲学的用語をつかうという事実にもかかわらず、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての神を尋ね求める＜教会的な＞、＜福音主義的な＞〕神学は哲学的試みが終わるところから始まる」、すなわちその神学も類的機能を持つ人間の理性的思惟に基づく知的営為ではあるが、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての神を尋ね求める＜教会的な＞、＜福音主義的な＞「神学は方法論的には、ほかの学問のもとで何も学ぶことはない」。

このように＜非＞自然神学の段階における思惟と語りにおいて述べる神学者であり牧師であるバルトは、決して歴史的＜事実＞を否定していないことも、『教会教義学神の言葉』にある次のような思惟と語りを見れば明らかである——「（中略）確かに受肉は中心的にして重要なものではあるが……新約聖書の本来的内容であるというふうには言うてはならないのである。（中略）それはおよそすべての他の宗教世界の神話や思弁の中にも見出されるものである。（中略）人は、聖書が語っている受肉を、ただ聖書からのみ、換言すれば〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストの＜名＞からのみ……理解することができる。……神人性それ自体もまた新約聖書の内容ではない〔何故ならば、農耕を主たる経済社会構成とした人類史のアジア的段階における日本において、非農耕民は、天皇を含めて神人と呼ばれていたからである〕。新約聖書の内容とは、〔「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての〕ただイエス・キリストの＜名＞だけであり、そのイエス・キリストの名がたしかにまた、そしてとりわけ、彼の神人性の真理をその名に含んでいるのである。ただまったくこの名だけが、啓示の客観的現実を言いあらわしている」。また、人間学的領域における言葉の専門家たちも、次のように述べている——「神話にはいろいろな解釈の仕方があります。比較神話学のように、他の周辺地域の神話との共通点や相違点をくらべていく考え方もありますし、神話なるものはすべて古代における祭式祭儀というものの物語化であるという考え方もあります。また神話のこの部分は歴史的＜事実＞であり、この部分はでっち上げであるというより分け方というやり方もあります。そのどの方法をとっている場合でも、この説がいいということは、

いまのところ残念ながら断定できません。プロ野球で三割の打率があれば相当の打者だということになるのと同じように、神話乃至古代史の研究において、打率三割ならばまったく優秀な研究者であるとわたしはおもっています。じぶんでそれ以上の打率があるとおもっているやつはバカだとかんがえたほうがいいとおもいます（吉本隆明『敗北の構造』『南島論』）、「……＜奇蹟＞（中略）たとえば、お前は癒された、立てといったら癩患者が立ち上がった……。これは自分流の言葉〔詩、文芸批評、思想の言葉〕でいえば、比喩なんです。比喩の言葉というのは、あるばあいにはストレートな真実の言葉よりもっと真実を語ることがありうるわけで、これを実在論に還元してしまうと、田川健三はそうだとおもいますが、こんなのでたらめじゃないか、こういういいかげんなことを書いてる本だという以外にないわけです。しかし言葉としての聖書というのは、信仰の書として読んでも、文学書として読んでも、あるいは思想の書として読んでも、どんな読み方をしようと人間をのめり込ませる力があるとすれば、これは叡知じゃないとこういうことは言えないという言葉が、そのなかに散らばっているからです。たとえばイエスが、『鶏が二度なく前に三度私を否むだろう』と言うと、ペテロはそのとおりにちやっぴたみたいなエピソードをとっても、人間の＜悪＞というのが徹底的にわかっていないとだめだし、心というのがわかっていないとだめだし、同時にこれはすごい言葉なんだというのがなければ、やっぱり感ずるということはないとおもうんです（吉本隆明『＜非知＞へ——＜信＞の構造 対話編』『吉本×末次 滝沢克己をめぐって』）、「聖書を読みたくて来た。こんな、たまらなく、いらいらしている時には、聖書に限るようである。他の本が、みな無味乾燥でひとつも頭にはいつて来ない時でも、聖書の言葉だけは、胸にひびく。本当に、たいしたものだ」（太宰治『正義と微笑』）。

「われわれが、二十六節で神の『認識可能性』を問う時、そのことは、二十五節の『神認識の実現』に基づいて、神が認識される可能性を問うている……」、「われわれは、〔現存する現実的な〕神認識〔すなわち、二十五節の『神認識の実現』〕から後ろを振り返り見つつ、それに基づいて神が認識されるようになる諸前提と諸条件を問うている」。「……ただそのように後ろを振り返り見つつだけ、キリスト教会の神論の中で、神の認識可能性が問われることができる……。したがって、「われわれは、二十五節の『神認識の実現』から（中略）神の認識可能性を問う」。したがってまた、それとは逆に、「神認識の実現について問うことへと進むために、先ず神の認識可能性を問うことでもってはじめようとする思惟の仕方」は、「感謝に満ちた……従順な思惟の仕方ではなく」、「むしろ貪欲な……わがまま勝手な〔恣意的独断的な〕思惟の仕方である」、「それは、神学的な思惟の仕方……教会からあるいは教会の根拠から由来し教会に奉仕する思惟の仕方ではないであろう」。したがってまた、「そのような思惟の仕方が認識できるものとして主張するであろうものは、それから

また実際に認識されたとして主張するであろうものは、それがたとえ何であろうと、それは、確かに父、子、聖霊なる神によって証され、教会の宣教を通して宣べ伝えられる父、子、聖霊なる神ではないであろう〔すなわち、それは、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉（「最初の、起源的な、支配的なくしるし>」）であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉（「啓示の<しるし>」）である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした教会の<客観的な>信仰告白および教義Credoとしての第三の形態の神の言葉（「啓示の<しるし>」の<しるし>）である「教会の宣教を通して宣べ伝えられる父、子、聖霊なる神ではないであろう」。

区別を包括した単一性において、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質を問う問い」（「神の本質の問題」）を包括した「第一の問題」である「神の存在を問う問い」（「神の存在」）を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示は、その「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>——すなわち、客観的な「その死と復活の出来事」におけるイエス・キリストの「啓示の出来事」（客観的な「存在的なく必然性>」）とその「啓示の出来事の中での主観的側面」としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」（主観的な「認識的なく必然性>」）を前提条件とした（換言すれば、神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいた）ところの、客観的な「存在的なくラチオ性>」としての三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の实在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の实在」そのものとして起源的な第一の形態の神の言葉（「最初の、起源的な、支配的なくしるし>」）である「まさに顕ワサレタ神ことが隠サレタ神である」まことの神（神の顕現）にしてまことの人間（神の隠蔽）イエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊自身の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）を持っていることからして、われわれは、二十五節の「<神認識の実現>を問う問いに対して」、その「問いは、……ただ神認識の現実の遂行を念頭に置いて、その遂行の方法を、換言すれば神は認識されるという前提の下で、そのことがどのように・どの程度まで起こるのかを問うことができるだけであるということを確認めた」。「当然のことながら、二十六節の「<神の認識可能性>を問うに際しても、ただそのような仕方では問うことができるだけであって、それと違った仕方では問うことはできない」。したがって、「われわれは、果たして神は認識可能であるのかと問うことはできない」、「われわれは、神認識の抽象的な可能性を問うことはでき

ない」、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての「神は、認識<される>」、それ故に第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての「神は、認識可能で<ある>」。

「われわれの問いは、ただ既にすえられており、しかも全く明確な仕方ですえられている神認識の根拠を〔「感謝と服従……から由来している思惟」において、すなわち「神学的」思惟において、〕問うことができるだけである」。「もしも感謝と服従の中で思惟しているのであれば」、われわれは、二十五節の「<神認識の実現>に基づいて神が認識される可能性も、既に与えられているということ、しかも全く明確な仕方与えられているということ、それ故に二十五節の<神認識の実現>の諸前提と諸条件は、ちょうど神認識の実現が現実のことであるように、それ自身において確実であって、したがってそれらの諸前提と諸条件は、既に与えられており、しかもその現実性と性質に関して先ず問いただされなければならないことはなく、ましてやその現実性と性質の中で、われわれによって見出されなければならない何らかの答えを通して基礎づけたり、ましてや造り出されなければならないことはないという仕方ですえられ、確実に与えられるということから由来して来ることができるだけである」。何故ならば、常に先行する「神の用意」に包摂された後続する「人間の用意」ができていているところの、「人間に対する神の愛と神に対する人間の愛の同一」（『ローマ書』）であり、「永遠の（神との人間の）和解」（徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、神の側からする神の人間との架橋）であり、「神との間の平和」（ローマ五・一）であり、それ故に<神の認識可能性である>「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「父なる名の<内>三位一体的特殊性」・「三位相互<内在性>」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中での三度別様な三つの存在の仕方における第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、外在的本質、すなわち子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神（神の顕現）にしてまことの人間（神の隠蔽）イエス・キリストにおいて、「神の用意の中に含まれて、人間にとって、神に向かつての、したがって神認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事〕に向かつての人間の用意が存在する」からである、イエス・キリストにおける「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>を持っているからである。このような訳で、「われわれは、〔神の認識可能性を問う〕ここでもまた、様式、<どのように>・<どの程度まで>を問うことにする」。

前段の「その問いは、神認識の欠かすことのできない探究……〔第三の形態の神の言葉である〕教会の中で神について語られ・聞かれるということをするための前提を形造っている神認識の欠かすことのできない探究の道の上での第二の歩みを形成している」。「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉（「最初の、起源的な、支配的なくしるし」）であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」としての第二の形態の神の言葉（「啓示との＜間接的同一性＞」、区別を包括した同一性）において存在している「啓示のくしるし」）である聖書を、終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度としての自律的服従との全体性において、「聖書への絶対的信頼」（『説教の本質と実際』）に基づいて聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあつての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」（「教えの純粋さを問う」＜教会＞教義学、＜福音主義的な＞教義学の問題）と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」（区別を包括した単一性において、＜教会＞教義学に包括された、「正しい行為を問う」特別なく神学的＞倫理学の問題、すなわちキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請、すなわち全世界としての教会自身と世の全ての人々が、純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストの福音の告白・証し・宣べ伝え）という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す第三の形態の神の言葉である「**教会の中で語られ・聞かれなければならない方の認識を理解し解明することなし**」、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている〕**啓示された神の言葉**〔すなわち、起源的な第一の形態の神の言葉〕、〔第二の形態の神の言葉である〕**聖書の中で証しされ**、〔その聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とする第三の形態の神の言葉である〕**教会の中で宣べ伝えられた神の言葉の正しい理解と正しい解明はないということである**」。第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあつての神としての「神について、教会が語り・聞くことを基礎づけている神認識が正しく理解され解明されるべきであるとするならば」、「そのようにして教会に対して批判的に積極的に意識にのぼらせるべきだとすれば」、「その時、神認識の事実性を問う問いの後で、……神認識の＜可能性＞を問う問いが、神認識の事実性の＜創成＞を問う問いが出され答えられなければならない」。何故ならば、常に先行する「神の用意」に包摂された後続する「人間の用意」ができていているところの、「人間に対する神の愛と神に対する人間の愛の同一」（『ローマ書』）であり、「永遠の（神との人間の）和解」（徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、神の側からする神の人間との

架橋)であり、「神との間の平和」(ローマ五・一)であり、それ故に＜神の認識可能性である＞「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「父なる名の＜内＞三位一体的特殊性」・「三位相互＜内在性＞」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方(性質・働き・業・行為・行動、外在的本質、すなわち子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事)、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神(神の顕現)にしてまことの人間(神の隠蔽) イエス・キリストにおいて、「神の用意の中に含まれて、人間にとって、神に向かつての、したがって神認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事〕に向かつての人間の用意が存在する」のであり、そのイエス・キリストにおける「啓示自身」がその「啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞を持っており、その＜総体的構造＞における客観的な「存在的な＜ラチオ性＞」としての三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉(最初の起源的な支配的なくしるし)であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、聖霊自身の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性、「聖礼典的な實在」)の関係と構造(秩序性)におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」としての「啓示との＜間接的同一性＞、啓示との区別を包括した同一性」において存在している第二の形態の神の言葉(「啓示の＜しるし＞」)である聖書、その聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした教会の＜客観的な＞信仰告白および教義Credoとしての第三の形態の神の言葉(「啓示の＜しるし＞」の＜しるし＞)である教会の宣教が現存しているからである。『教会教義学 神の言葉』によれば、まさに第三の形態の神の言葉である「教会に宣教を義務づけている」第二の形態の神の言葉である「聖書こそは、先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としての〔起源的な第一の形態の神の言葉〕であるイエス・キリストと共に、〔第三の形態の神の言葉である〕教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である」、それ故に「聖書が教会を支配するのであって、教会が聖書を支配してはならないのである」、それ故にまた第三の形態の神の言葉である「教会の宣教は、〔「聖書への絶対的信頼」に基づいた〕そのような説教と聖礼典を行っているかどうかを、聖書を規準として絶えず繰り返し、自己吟味し、的確に批判し訂正していかなければならないのである」。「また、神認識の可能性も、二十五節『神認識の実現』で記述されたところの實在の中に含まれているあの

可能性、ただあの可能性だけであるということ、あるいは逆に言って、二十五節で記述された神認識の実現は、その可能性、その諸前提と諸条件を、自分自身の中に含み持っており、したがって事実そのものが直接にその創成を証ししており、したがって神の認識可能性は、ただ現実の神認識の中で認識されるだけであり、現実の神認識の中でまた実際に認識されるということがはっきりと言葉に出して述べられなければならない」。イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、神のその都度の自由な恵みの神的決断により、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて、「そのことが起こることによって、神認識の栄光は、新しい次元において、それと共にそれだけもっと明瞭に、礼拝にふさわしい仕方で起こるであろう」。＜神の自由さ・完全さの教説＞の中で、「神は、（ドイツ語はここで、ほかの国語が持っていない表現能力を持っているのであるが）ただ単に主であり給うだけでなく、そのような方として栄光に満ちてい給い、他方すべての栄光は主なる神の栄光であるという認識〔「栄光」と「主」との全体性においてイエス・キリストは栄光の主であるという認識〕を遂行しなければならない」。「われわれは、ここで、まさにこの概念でもってはじめなければならない……」。聖書的啓示証言「Ⅰコリント二・八、ヤコブ二・一によれば、イエス・キリスト」は、「＜栄光＞〔聖、全能、永遠、力、善、あわれみ、義、遍在、知恵等〕の＜主＞であり給う」——「そのような方として、認識され承認されている」、すなわち聖書的啓示証言によれば、「主と栄光とを切り離して認識する切り離しは存在しない」。「もしもそのことが事柄に適った仕方で起こりさえするならば、その時、われわれが、ただそれだけが救いに役立ち、それだけで十分な神認識の実現の事実から逸脱させられることなく」、

「ますます神認識の本質の深奥へと導き入れられるであろうことに対して気が配られている」、常に先行する「神の用意」に包摂された後続する「人間の用意」ができているところの、「人間に対する神の愛と神に対する人間の愛の同一」（『ローマ書』）であり、「永遠の（神との人間の）和解」（徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、神の側からする神の人間との架橋）であり、「神との間の平和」（ローマ五・一）であり、それ故に＜神の認識可能性である＞「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「父なる名の＜内＞三位一体的特殊性」・「三位相互＜内在性＞」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、外在的本質、すなわち子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神（神の顕現）にしてまことの人間（神の隠蔽）イエス・キリストにおいて、「神の用意」の中に含まれて、人間にとって、神に向かつての、したが

って神認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事〕に向かつての人間の用意が存在する」という「神認識の本質の深奥へと導き入れられるであろうことに対して気が配られている」、イエス・キリストにおける「啓示自身……啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉を持っており、その〈総体的構造〉における客観的な「存在的な〈ラチオ性〉」としての三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の実在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉（最初の起源的な支配的なくしるし〉）であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊自身の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性、「**聖礼典的な実在**」）の関係と構造（秩序性）におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」としての「啓示との〈間接的同一性〉、啓示との区別を包括した同一性」において存在している第二の形態の神の言葉（「啓示のくしるし〉」）である聖書、その聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした教会の〈客観的な〉信仰告白および教義Credoとしての第三の形態の神の言葉（「啓示のくしるし〉」のくしるし〉）である教会の宣教の現存という「神認識の本質の深奥へと導き入れられるであろうことに対して気が配られている」。